

## 主な修正箇所

No.	該当目次					掲載ページ	修正理由	修正後
	部	章	項目名	節	見出し			
1	第1部	第4章	対策項目	—	—	21	国の役割を追加	②物資 国は、平時から医療機関等における感染症対策物資等の備蓄等を推進するとともに、感染症対策物資等の需給状況の把握等のために必要な体制を整備する。また、新型インフルエンザ等の発生時に、感染症対策物資等の需給状況の把握を行い、不足が懸念される場合等には、医療機関等で必要な感染症対策物資等が確保されるよう取り組む。
2	第2部	第7章	予防接種(ワクチン)	第1節	準備期	52	区の役割を分かりやすく記載	1-1 研究開発の推進 区は、都が支援する大学等の研究機関におけるワクチンの研究開発について、必要に応じて協力する。また、区は、都が研究開発を通じて育成した人材について、キャリア形成の支援等を通じて積極的に活用することについて必要に応じて協力することにより、研究を推進する医療機関や研究機関等との連携ネットワークに参画する臨床研究中核病院や感染症指定医療機関等における研究開発の実施体制の強化を支援する。
3	第2部	第7章	予防接種(ワクチン)	第1節 第2節	準備期 初動期	52 59	新型インフル等対策推進協議会での委員の意見を反映。	P52 表1 予防接種に必要な可能性のある資材 P59 表2 接種会場において必要と想定される物品 救急用品として「パルスオキシメーター」を追加。
4	第2部	第7章	予防接種(ワクチン)	第2節	初動期	58	新型インフル等対策推進協議会での委員の意見を反映。	2-3-2. 住民接種⑨ ～略～ アルコール綿、医療廃棄物容器等については、原則として全て区が準備することとなるが、事前にその全てを準備・備蓄することは困難であることから、区医師会等関係機関と連携するなど、あらかじめ協議が必要な場合は、事前に検討を行う。
5	第2部	第9章	治療薬・治療法	第1節	準備期	71	区の役割を分かりやすく記載	1-1 基礎研究及び臨床研究等の人材育成 都及び区は、治療薬・治療法の研究開発の担い手の確保につながるよう、大学等の研究機関を支援する。また、都は研究を通じて育成した人材について、キャリア形成の支援等を通じて積極的に活用することにより、研究を推進する医療機関や研究機関等との連携ネットワークに参画する臨床研究中核病院や感染症指定医療機関等における臨床研究等の実施体制の強化を支援するとしており、区においても、必要に応じて協力する。
6	第2部	第10章	検査	第1節	準備期	74	国への報告について、実態に合わせて修正	1-1 検査体制の整備 ④区は、東京都感染症連携協議会等から、都における検査体制の充実・強化に係る検査実施能力の確保状況の情報を把握する。都は毎年度その内容を国に報告するとともに、当該機関等からの検査体制の整備に向けた相談等への対応を行う。
7	第2部	第10章	検査	第2節	初動期	76	都と区の役割を整理	2-1 検査体制の整備 ②区は、都が予防計画に基づき実施する、東京都健康安全研究センターや検査等措置協定締結機関等における「検査体制の充実・強化」に係る検査実施能力の確保状況の国への報告について、必要に応じて協力する。

No.	該当目次					掲載ページ	修正理由	修正後
	部	章	項目名	節	見出し			
8	第2部	第10章	検査	第3節	対応期	77	都と区の役割を整理	3-1 検査体制の拡充 ①区は、都が予防計画に基づき実施する、東京都健康安全研究センターや検査等措置協定締結機関等における「検査体制の充実・強化」に係る検査実施能力の確保状況の国への報告について、必要に応じて協力する。
9	第2部	第11章	保健	第1節	準備期	79	都との連携の実態に合わせて修正	1-3-2 多様な関係機関との連携体制の構築 ③都及び区は、有事に、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、流行状況、病床の逼迫状況等により、陽性者が自宅や宿泊療養施設で療養する場合には、陽性者への食事の提供等の実施や宿泊施設の確保等が必要となるため、都や都が協定を締結した民間宿泊事業者等との連携を確認するとともに、地域全体で感染症危機に備える体制を構築する。
10	第2部	第11章	保健	第3節	対応期	89	都と区の役割を整理	3-3-2-2 安定的な検査・サーベイランス機能の確保 ① 都は、予防計画に基づき、地方衛生研究所や検査等措置協定を締結している民間検査機関等における検査実施体制を整備するとともに、確保状況の情報を適宜適切に国に報告する。 ② 都は、国のリスク評価及び方針に基づき、検査実施体制を適宜見直す。区は、適宜、それに協力する。
11	第2部	第12章	物資	第1節 第2節	初動期 対応期	90	統括庁より、「準備期・初動期・対応期」のすべての記載が揃わなくても良い、との見解が出されているが、協議会での委員の意見を踏まえ、読み手のわかりやすさを考えて追加。	P90 初動期…準備期と合わせて記載。 P91 対応期…初動期に引き続き対応する旨を記載。
12	第2部	第13章	住民の生活及び地域経済の安定の確保	第1節	準備期	93	具体的な対応に合わせて修正	1-6 その他必要な情報共有体制の整備 区は、新型インフルエンザ等の発生時においても廃棄物を適切に処理できるよう、適宜、関係機関等と情報共有を図るとともに、国が策定した「廃棄物に関する新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」に沿ったマニュアル等を整備する。
13	第2部	第13章	住民の生活及び地域経済の安定の確保	第2節	初動期	94	同章「2-4 その他必要な施策の実施」に廃棄物の処理に関する記載があるため一部削除	2-1 区民生活への配慮 ④区は、高齢者や障害者等の要配慮者への支援や、平常時のごみ処理の維持が困難になる場合に備えた準備を行う。